



充実したセカンドライフのために

ケアハウス テンダーヒル御所

ケアハウスとは

ケアハウスとは、高齢化社会に対応するために、国が平成元年に策定した「高齢者保健福祉10ヵ年計画」の中で新たに設けられた施設形態です。

子供はいるが都会に出ていて同居できない、子供がいなくて将来が不安だ、子供はいるが独立して気兼ねなく暮らしたい等、皆様の多様なライフスタイルにあわせて、健康で豊かな老後を送ることができるよう、生活の基本となるサービスを提供する施設です。

皆様の生活や心身機能を考慮した住宅設備と、食事・入浴といった生活の基本となるサービスの提供を通して、皆様が自立した、豊かで明るい生活を維持することができるよう配慮された「ケア付き住宅」と言えます。

ゆったりとした個室のため、個人のプライバシーは保証され、自由な生活時間を過ごす事ができます。ここからお勤めに出ることもできます。ケアハウス内では同世代の方々との会話、娯楽、サークル活動、行楽などの催しを通じて、ほのぼのとした心の交流を楽しめ、施設外では地区の諸行事など、参加交流も楽しめます。もちろん外出・外泊も自由です。

豊かな生活環境と恵まれた居住設備のもと、明るい雰囲気の中でご自身の意思による生活設計、「自由に自分らしく生きたい」という願いを実現するアットホームな「ケア付マンション」、それがケアハウス・テンダーヒル御所です。

テnderヒル御所の所在地



住 所 : 奈良県御所市船路415

電 話 : 0745-66-2500

F A X : 0745-66-2512

施設の概要

居室数	お一人様用 24 部屋	ご夫婦様用 3 室
利用者定員	30 名様	
開設年月日	平成6年12月21日	
敷地面積	7,586 m ²	
延床面積	4,230 m ² (うちケアハウス棟 1.363 m ²)	

設備について

部屋の広さ	ご夫婦様用 : 2DK 49.2 m ² お一人様用 : 1DK 25.5 m ²
部屋の設備	全室和室です。 全室エアコン完備。 トイレ・洗面化粧台・キッチンユニット・電話・押入・下駄箱 ユニットバス(夫婦部屋のみ) 縁側(1階単身者部屋のみ)
共用の設備	食堂・浴室・デイルーム・医務室・洗濯室・喫茶コーナー等

すべてのお部屋にナースコールが完備されています。万が一の際にも安心です。





テンダーヒル御所は、

このような皆様のための、ケアハウスです。

年齢条件

お一人様の場合、60歳以上の方
夫婦お二人の場合、どちらかが60歳以上。

身体条件

独立して生活することには不安を感じるが、ご家族などからの援助を受ける事も難しいとお考えの方。
身の回りのことがご自身で出来る方。または、少しの援助があれば自立生活が可能な方。
(概ね要介護度が「Ⅱ」以下の方)

その他の条件

ある程度の共同生活に適応できる方
病気や、認知症などによる問題のない方
毎月の利用料のお支払いが可能な方
連帯保証人、身元引受人が立てられる方
(困難な場合はご相談ください)

【テンダーヒル御所の総合的なケアサービス】

テンダーヒル御所では、住み慣れたケアハウスで1日も長く元気で過ごしていただくために、平成15年4月より特定入所者介護事業(以降「特定施設サービス」)を開始いたしました。

「特定施設サービス」¹⁾に加入することで、これまでの「ホームヘルプサービス」や「デイサービス」などの提供時間の制限されたサービスではなく、24時間安心した介護を受けることができます。

もちろん、看護師も配置しておりますので、健康管理も充実。

ケアマネジャーを配置することで、単にすべての行為を代わりに行うだけでなく、ご本人の尊厳を尊重しつつ、1日も長く元気で過ごしていただくためのケアプランを作成し、適切なサービスを提供いたします。

常時の介護が必要になった場合には、「特別養護老人ホーム」にお申し込みいただくことで、入院治療等の必要が生じない限り、終身のお世話をお約束します。

このように「ケアハウス」は、自立の気持ちさえあればいつまでも、「自由に、自分らしく」生活ができるよう、万全の体制を整えて皆様のご利用をお待ちしています。



管 理 費

国による福祉制度です。

たいへんリーズナブルになっています。

一般の家賃にあたります。

入居後20年間のお家賃を、一括または分割にてお支払いいただきます。一括納入分については、20年以内に退居された場合は、未経過月数に応じて返金致します。

お支払方法		お一人様用居室	ご夫婦用居室
一括払い	契約時	2,900,000 円	5,600,000 円
分割併用 A	契約時	2,000,000 円	3,860,000 円
	月 額	5,450 円	10,520 円
分割併用 B	契約時	1,000,000 円	1,930,000 円
	月 額	11,510 円	22,230 円
分割払い	月 額	17,570 円	33,910 円

サービス提供費

ケアハウスを運営するための人件費、管理費にあたり、国の基準に基づいた金額で、ご利用される皆様の前年度の年収により決まります。

- ・ 年収は、前年の収入の総額から、所得税、住民税、社会保険料、医療費などの必要経費を差し引いたものです。
- ・ ご夫婦で入居される場合は、年収は夫婦の平均で算定します。

生 活 費

1ヶ月の食事代にあたり、国の基準に基づいた金額です。

- ・ サービス提供費生活費とも、国の基準は毎年改定されます。
- ・ 生活費の額は年収によって変動しません。

共 益 費

いただいていません。

特定施設サービス未加入の場合

(平成 21 年 4 月改定 単位:円)

階層	年収(円)	生活費	サービス提供費	合計
1	1,500,000 以下	42,490	10,000	52,490
2	1,500,001～1,600,000	42,490	13,000	55,490
3	1,600,001～1,700,000	42,490	16,000	58,490
4	1,700,001～1,800,000	42,490	19,000	61,490
5	1,800,001～1,900,000	42,490	22,000	64,490
6	1,900,001～2,000,000	42,490	25,000	67,490
7	2,000,001～2,100,000	42,490	30,000	72,490
8	2,100,001～2,200,000	42,490	35,000	77,490
9	2,200,001～2,300,000	42,490	40,000	82,490
10	2,300,001～2,400,000	42,490	45,000	87,490
11	2,400,001～2,500,000	42,490	50,000	92,490
12	2,500,001～2,600,000	42,490	57,000	99,490
13	2,600,001 円以上	42,490	57,800	100,290

特定施設サービス加入の場合(介護度:要支援以上)

階層	年収(円)	生活費	サービス提供費	合計
1	1,500,000 以下	42,490	10,000	52,490
2	1,500,001～1,600,000	42,490	13,000	55,490
3	1,600,001～1,700,000	42,490	16,000	58,490
4	1,700,001～1,800,000	42,490	19,000	61,490
5	1,800,001～1,900,000	42,490	22,000	64,490
6	1,900,001～2,000,000	42,490	25,000	67,490
7	2,000,001 円以上	42,490	25,500	67,990

※

収入とは次のようなものです。

- ① 年金・恩給など
- ② 事業所得(農業所得)など
- ③ 地代・家賃・利用料など
 - (ア) 公社債利子・預貯金利子・配当・不動産・動産の処分による所得
 - (イ) 相続・遺贈・贈与による所得

※経費とは次のようなものです。

- ① 所得税・住民税・相続税・贈与税などの租税

- ② 社会保険料・国民健康保険料など
- ③ 医療費（入居前の医療費は除く）
- ④ 仕送り金・その他の経費

そ の 他

〔冬期加算〕	11月から翌年3月まで、共用スペースの暖房等のため、月額1,880円、別途加算されます(国の基準による)
〔光熱水費〕	電気・水道・ガス(給湯器)料金は、各お部屋の、個別メーターにより費用が計算されます。
〔電話料金〕	月額基本料金1,100円に実費通話料が加算されます。
〔別途料金〕	外来者の食事・各種送迎・お部屋への収配膳などをご利用された場合、別途料金表により、利用料がかかります。
〔駐車場使用料〕	自家用車を使用され、施設駐車場をご利用される場合は、別途、月額5,000円をいただきます。



ゆたかな人生のために

管理栄養士が、季節に即し趣向を凝らした、しかも栄養バランスにも配慮したお食事（朝・昼・夕の3食）を提供いたします。

アレルギーやとくにお嫌いな食材など、前もってお知らせ頂ければ、他の代替食材にて調理致します。（カロリー制限等の特別食などのご相談下さい）

特定施設サービスとは

ケアハウスとは、身の回りのことがご自身でしていただける方を対象とし、対象から外れた場合は原則退居いただく必要があります。

しかし、住み慣れたケアハウスで生活を継続する中で、身の回りのことが出来なくなれば退居しなくてはならず、それからの新しい生活の場を探すことは容易ではありません。

そこで、住み慣れたケアハウスで1日も長く元気で過ごしていただくために、平成15年4月より特定入所者生活介護事業を（以降「特定施設サービス」）を開始いたしました。



皆様からよくいただく
ご質問を集めました。

1. お申し込みから契約まで

〔ご質問〕 入居まで、どのような流れになりますか？

〔ご回答〕 連絡のうえ、一度おこし下さい。近隣の環境やお部屋の様子をご確認ください。必ずしもご本人様でなくても結構です。来所の際に「入居予約申込書」にご記入・捺印をお願いします。
「〇年〇月以降の入居希望」のような予約もお受けいたします。
空室ができ、入居が可能となりましたらご連絡差し上げます。その際「面接」の日取りの設定をいたします。

〔ご質問〕 「面接」は何をするのですか？

〔ご回答〕 相談員・介護主任・看護師の3人でご本人様にお会いします。その際ご本人様の心身の健康状態やご家族構成など、プライバシーに立ち入ったこととお伺いするかと思いますが、ご容赦ください。
面接の結果、ご入居いただけるとなった場合、「契約」を行います。
また面接の結果ご入居をお断りする場合もございます。

〔ご質問〕 契約の際、どのような書類が必要ですか？

〔ご回答〕 次のような書類をご用意ください。
① 昨年の収入がわかるもの(以下のどれか)
 (ア) 公的年金等の源泉徴収票
 (イ) 市町村発行の所得証明書
 (ウ) 年金支払い通知書 1年分
 (エ) 預貯金通帳の写し など

- ② 昨年の経費がわかるもの
(所得税・住民税等の納付書の控、領収書など)
- ③ 健康診断書 (所定の書式があります)
- ④ 身元保証人届 (所定の書式があります)
- ⑤ 住民票 (世帯全員の記載のあるもの)
- ⑥ 印鑑 (ご本人のものと、保証人のもの)
- ⑦ 管理費 (できるだけ当日までにお振込ください)
- ⑧ その他施設がとくに必要とみとめる書類

〔ご質問〕 「契約」の当事者は誰になりますか？

〔ご回答〕 ケアハウスの入居契約は直接、当施設(施設長)と、ご利用者本人様、および身元保証人様の3者間で取り交わすこととなります。ご入居が決まるまでには、面接・書類審査・契約の取り交わしなどがありますが、それぞれの手続きには、その都度、ご連絡を差し上げますのでご安心ください。

〔ご質問〕 認知症のある場合でも、入居できるのですか？

〔ご回答〕 ひとくちに「認知症」といっても、その程度や症状は様々ですから、個別に判断させていただくこととなります。入居の判定は、囑託医と相談して決めさせていただきますが、共同生活に適応できる方、かつ福祉サービスを利用しながら自立した生活を送ることができれば、認知症の症状をおもちの方にもご利用いただけます。

2. 契約からご入居まで

〔ご質問〕 「契約」の後、どれぐらいの期間内に入居すればいいですか？

〔ご回答〕 契約を締結した日から1ヶ月以内にご入居ください。(契約書第8条1)
1ヶ月の期間が長引くようでしたら、ご一報下さい。(契約書第8条2・3)

〔ご質問〕 居室に持ち込んではいけないものはありますか？

〔ご回答〕 火鉢、豆炭アンカ、石油ストーブ、石油コンロ、サーモスタットの無い電気器具その他火災の心配につながるものはご遠慮ください(管理規程第8条)。またペットで小鳥・魚以外のものは、施設長の許可を受けたもののみ可能です。お引越に際して、持ってきてよいか判らない時はお尋ね下さい。お荷物は、お部屋のスペースに限りがありますので、思い出深く処分しにくいですが、できるだけ少なめされたほうが良いと思

われます。

3. 入居後の生活について

〔ご質問〕 日常の健康管理は？ また、急病になったときの対応は？

〔ご回答〕 休診日(水・日・祝日)を除くほぼ毎日、嘱託医のクリニックまでの送迎にミニバスを運行しています(10時30分発:12時30分帰着、無料)。また急病等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時には、昼夜を問わず24時間いつでもお部屋に設置されたナースコールで、職員の対応を求めることができます(管理規程第13条)。このほか、週2回、嘱託医による往診が予定されています。健康相談等にご利用ください。またインフルエンザ等の予防接種についても、割引料金で受けることができます。

〔ご質問〕 生活を手伝ってもらうことはできますか？

〔ご回答〕 生活に援助が必要となりましたら、まずは介護保険の申請をしてください。介護度が「要支援」以上の場合、「特定施設サービス」にご加入いただくことが出来ます。24時間の介護を受けていただくことが可能となります。

〔ご質問〕 病気のため入院が必要になったときは？

〔ご回答〕 適切な医療機関、施設への転居手続きのお手伝いをいたします。生活の一部に介護が必要になった場合でも、特定施設サービスに加入して自立生活ができれば継続入居は可能ですが、長期の入院・入所をとまなう医療・保健サービスが必要となった場合、それを提供できる適切な医療・保健機関をご紹介いたします。この場合、転居に伴い入居契約終了となります。なお、6ヶ月程度までの入院であれば、入居契約はそのまま、居室を確保しておくこともできます。

〔ご質問〕 クラブ活動はありますか？

〔ご回答〕 「一筆画クラブ」「俳画クラブ」「華道クラブ」「書道クラブ」など、ご自由にご参加ください。また自主的に行われる趣味のサークルなど、必要に応じて援助協力いたします。

〔ご質問〕 お買い物に行きたいのですが？

〔ご回答〕 毎週金曜日に、マイクロバスを、駅前大手スーパーマーケットに送迎運行いたします(9時30分出発、11時30分帰着、有料)。また買い物代行も承ります(別途料金表による料金が必要です)。

〔ご質問〕 外出や、外泊は出来ますか？

〔ご回答〕 ご自由です。ただお留守の間の来客やお電話等に対応するため、行き先とお帰りの予定日時だけお知らせください。
またご家族や友人の面会も自由です。
お食事のご用意も可能です(別途料金必要)。

〔ご質問〕 外部で仕事や、ボランティア活動をしたいのですが？

〔ご回答〕 ご自由です。ケアハウスは、自立を支援するための施設ですから。